

第 6 6 回 穴 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 7 年 8 月 3 1 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 会 8 月 3 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 議 席 の 一 部 変 更
- 日 程 第 2 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 日 程 第 3 会 期 の 決 定
- 日 程 第 4 議 会 運 営 委 員 会 及 び 議 会 広 報 特 別 委 員 会 行 政 視 察 報 告
- 日 程 第 5 第 64 号 議 案 穴 粟 市 個 人 情 報 保 護 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 6 第 65 号 議 案 穴 粟 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 7 第 66 号 議 案 穴 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 8 第 67 号 議 案 穴 粟 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 9 第 68 号 議 案 フ ォ レ ス ト ス テ ー シ ョ ン 波 賀 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定
に つ い て
- 日 程 第 1 0 第 69 号 議 案 過 疎 地 域 自 立 促 進 計 画 の 変 更 に つ い て
- 日 程 第 1 1 第 70 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 第 71 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 2 号)
- 第 72 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)
- 第 73 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1
号)
- 第 74 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 1 号)
- 第 75 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1
号)
- 第 76 号 議 案 平 成 27 年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1

- 号)
- 第 77号議案 平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第 78号議案 平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1
号)
- 第 79号議案 平成27年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1
号)
- 第 80号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第12 第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 第 82号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 83号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 84号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 85号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 86号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 87号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 88号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 89号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 90号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 91号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 92号議案 平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事

務組合会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員会及び議会広報特別委員会行政視察報告
- 日程第 5 第 64号議案 穴粟市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6 第 65号議案 穴粟市手数料条例の一部改正について
- 日程第 7 第 66号議案 穴粟市農業共済条例の一部改正について
- 日程第 8 第 67号議案 穴粟市生涯学習センター条例の一部改正について
- 日程第 9 第 68号議案 フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定について

- 日程第 10 第 69号議案 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 11 第 70号議案 平成27年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 71号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 72号議案 平成27年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 73号議案 平成27年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 74号議案 平成27年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 75号議案 平成27年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 76号議案 平成27年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 77号議案 平成27年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 78号議案 平成27年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 79号議案 平成27年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）

号)

- 第 80号議案 平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 第 81号議案 平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 82号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 83号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 84号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 85号議案 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 86号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 87号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 88号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 89号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 90号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 91号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 92号議案 平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員

2 番 稲 田 常 実 議 員

3 番 藤 原 正 憲 議 員

4 番 林 克 治 議 員

5番	飯田吉則	議員	6番	大畑利明	議員
7番	東豊俊	議員	8番	福嶋齊	議員
9番	榎橋美恵子	議員	10番	西本諭	議員
11番	実友勉	議員	12番	高山政信	議員
13番	岸本義明	議員	14番	山下由美	議員
15番	岡前治生	議員	16番	小林健志	議員
17番	伊藤一郎	議員	18番	秋田裕三	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	岡崎悦也	君	書記	前田正人	君
書記	清水圭子	君	書記	岸元秀高	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三	君	副市長	清水弘和	君
教育長	西岡章寿	君	参事	西山大作	君
会計管理者	西川龍	君	一宮市民局長	落岩一生	君
波賀市民局長	大島照雄	君	千種市民局長	阿曾茂夫	君
企画総務部長	中村司	君	まちづくり推進部長	坂根雅彦	君
市民生活部次長	長尾一司	君	健康福祉部長	浅田雅昭	君
産業部長	中岸芳和	君	農業委員会事務局長	山石俊一	君
建設部長	鎌田知昭	君	教育委員会教育部長	藤原卓郎	君
総合病院事務部長	花本孝	君			

(午前 9 時 3 0 分 開会)

議長 (秋田裕三君) おはようございます。

9 月の定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今、日本での大きな課題は、人口減をどのように食いとめるかということであり
ます。教育、福祉、経済活動全てにおいて不利な要因であります。人口分布図が逆
三角形の形で、25年後の国力衰退を予測するものであります。

加えて、東日本の復興がなお困難を強いられ、太平洋側の地域には大きな防潮堤
を急がねばならない防災事業を必要としています。かかる条件下のもと中央から離
れた中山間地への国県の交付金は不足しがちであるのが実情でございます。

この抗しがたい人口減問題に対策を講じると同時に、宍粟市において人口減があ
ったとしても、一人当たりの生活の質なり、生産性の向上を目指す方向に市政のか
じを切るのが正しいと思うところであります。

その昔、シルクロードの旅人は、大きな砂漠に迷い込んだとき、夜に北極星を頼
りに方向を見定め、危機を乗り切り、砂漠を抜け切ったと伝えられております。郷
土宍粟市も、政策の方向性を見失わず明確な指針のもとに尽力すれば、宍粟市の未
来は必ず開けると信じるところであります。

市当局、議会ともに、知恵を出し合うときであります。真剣な議論を展開し、発
展する宍粟市であり、議会であり、市民の繁栄に寄与する定例会になりますよう、
関係各位にお願いをして開会の挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いいたします。

市長 (福元晶三君) おはようございます。大変御苦労さまでございます。

本日、第66回宍粟市議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員各
位には、御健勝にて御出席賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろの御精励に対し、深く敬意をあらわすものであります。

開会挨拶に先立ち、まず、去る6月25日発生した職員のパソコン操作誤りによる
行政間ネットワークの遮断、職員のミスによる入札執行の誤り、そして、7月新聞
等で報道された職員の公務執行妨害容疑逮捕、さらには、給食センターでの異物混
入につきまして、議員各位をはじめ市民の皆様、各関係者に多大な御心配、御迷惑
をおかけするとともに、市政全般の信用・信頼を損ねることとなり、改めて深くお
わび申し上げます。

今回の行政事務の執行上において発生しました3件の事象につきましては、それ
ぞれ基本的な操作確認や作業確認を怠ったことにより発生したものであり、再発防

止に向け対応を行っているところであります。

次に、職員が公務執行妨害容疑で逮捕された事件につきましては、市政にかかる市民の信頼を大きく失墜させる行為であり、組織として厳粛に受けとめる中、さらに綱紀の肅正、職員の倫理向上に向け、全庁挙げて取り組んでまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを再認識し、適切かつ公正な職務執行のため全力を尽くすとともに、今後、同様の不祥事や業務執行上のミスが発生しないよう、全職員が信頼回復と再発防止に取り組んでまいり所存であります。

さて、先週も台風が接近しましたが、今年は台風が多い年となっており、御承知のとおり、1月から毎月台風が発生をしておるところであります。これは、今年と1965年しかないそうであります。これからの秋の台風シーズンを迎え、心配するところではありますが、台風被害がなく、穏やかに秋が過ごせるようにと願っておるところであります。

また、今年の夏も市内各地で夏まつりなどが開催をされ、私も地域へお伺いする中で、ふるさとへ多くの方々が帰省され、地域行事に参加されている姿を拝見をしました。とてもうれしく思うとともに、ふるさと志向への高まりや郷土愛を強く実感したところであります。同時に、市民の皆様とお会いする中で、地域創生に対する期待の声を多く聞かせていただきました。

さて、宍粟市の地域創生に向けた取り組み状況であります。12月の総合戦略策定を目指し、現在、有識者で構成する地域創生戦略委員会におきまして、人口減対策やその実現の取り組みに向け、具体の議論を深めていただいております。また、過日には、市民の皆様から御意見をいただくためのタウンミーティングを市内4カ所で開催をさせていただき、約300人に御参加をいただきました。その中で、就職や進学を控えた市内3高等学校の生徒代表と懇談をする機会を設け、宍粟の未来や夢などについて語る懇談会を開催をさせていただきました。これら多くの市民の皆様や、また、高校生からいただいた貴重な意見、さらに提言につきまして、地域創生総合戦略の今後の計画策定の中へ繋げていきたいと、このように考えております。

全国的な人口減少が進行する中、どの地方自治体においても地域の魅力を高める取り組みが進められておる現状であります。宍粟市としてもさらなる魅力の向上を図り、市民の皆様にとって住んでよかった、住み続けたいと思われ、さらに市外の

人からは住んでみたい、訪れてみたいと思われる「選ばれるまち」、その様な魅力が感じられ、情報発信ができる地域創生総合戦略となるよう取り組んでまいり所存であります。

今定例会におきましては、社会保障・税番号法の施行に伴う宍粟市個人情報保護条例の一部改正や宍粟市手数料条例の一部改正、ちくさ図書館建設に伴う宍粟市生涯学習センター条例の一部改正、事業追加に伴う過疎地域自立促進計画の変更、また平成27年度一般会計補正予算、平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定など29件の議案の上程を予定しております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） ただいまから第66回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりです。

日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧をお願いいたします。

報告2、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧を願います。

報告3、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、議長宛ての報告書・写しのとおりであります。本日配付しております通知書写しのとおり一部変更がありましたので、御報告をいたします。

報告5、本日市長から議案29件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の一部変更

議長（秋田裕三君） 日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

議員の会派の移動により議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を議長より指定いたします。

13番に岸本義明議員。15番に岡前治生議員。

お諮りいたします。

ただいま指定したとおり、議席の一部を変更することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指定したとおり議席の一部を変更することに決しました。

直ちに議席の移動をお願いいたします。

(各自指定された議席へ移動する)

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(秋田裕三君) 日程第2、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名をいたします。

13番、岸本義明議員、14番、山下由美議員、以上、両議員をお願いをします。

日程第3 会期の決定

議長(秋田裕三君) 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの31日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月30日までの31日間に決定しました。

日程第4 議会運営委員会及び議会広報特別委員会行政視察報告

議長(秋田裕三君) 日程第4、議会運営委員会及び議会広報特別委員会行政視察報告を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、6番、大畑利明議員。

議会運営委員長(大畑利明君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会及び議会広報特別委員会合同の行政視察の報告につきまして、会議規則第111条の規定により、報告をさせていただきます。

代表して私のほうから御報告を申し上げます。

視察の年月日は、本年7月6日でございます。

視察先は、兵庫県淡路市議会と、同じく兵庫県南あわじ市議会でございます。

出席委員は、全員でございます。欠席者はございません。

事務局から3名が随行いただきました。

視察の目的及び調査事項でございますが、宍粟市議会基本条例の第6条、市民と議会との関係を定めております。及び第7条、議会広報・広聴に関する条項でございますが、それに対する先進地の調査を行いました。

まず、淡路市議会では、議会への住民参加、議会報告会のあり方、議会広報について調査を行いました。

南あわじ市議会では、広報広聴活動の常任委員会化がされているということで調査を行いました。

それでは、それぞれの市議会について御報告申し上げます。

まず、淡路市議会でございますが、視察のテーマとしては、先ほど申し上げました議会への住民参加についてでございます。

この淡路市議会を視察先に選定した理由は、早稲田大学のマニフェスト研究所が行っております議会改革度ランキング調査、その部門におきまして、住民参加部門で高順位になっている淡路市議会を視察して、議会における住民参加のあり方、その施策について調査をしたものでございます。

具体的な内容につきましては、まず議会報告会の開催状況は年2回開催をされておりまして、予算時期と決算それぞれ審査終了後に住民への説明を兼ねて報告がされております。

また、テーマにつきましては、今言いました予算・決算審査以外でも、議会が判断をする重要な施策について、市民から意見を聞くという場の設定にもなっております。例えば、昨年度は、淡路市におきまして、新火葬場の建設というテーマがございましたので、その是非について市民の意見を把握したというようなことございました。

それから、議会広報誌及び議会改革の取り組みでございますが、議会広報誌については、先進地を視察した結果、表紙の工夫あるいは市民との対談コーナーを設けるなど、読者目線での紙面づくりをしていこうということで努力がされております。

また、議会傍聴者を増やすためという試みで、議会でのコンサート、議場コンサートが行われております。ただ、また実際には、十分な成果に至っていないという報告でございました。

それらを踏まえまして、委員会としての考察でございますが、宍粟市議会基本条

例第6条第1項には、議会は市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならないと定めております。また、同条第4項では、市民への報告と意見交換の場として、議会報告会の開催を義務づけております。報告会は、多様な市民の意見・意思を聴取する場というふうに明記をしています。

今回の調査から明らかになったことは、まず、議会報告会が参加しやすい、あるいは語り合える場になるように、対話がはずむ手法、例えばワークショップ、そのような形式、あるいはテーマの設定に努力をされているということです。二つ目には、議会報告会や意見交換会として、最低年2回の開催に向けて、今後我が市としても検討課題にするということでございます。三つ目には、現在の議会広報特別委員会でございますが、議会広報広聴の常任委員会に発展させるというようなことで、今後、広報広聴機能の強化と議会改革に向けてさらなる取り組みを進めたいと考えます。

続きまして、お手元の資料では6ページをお開きください。

南あわじ市議会についてでございます。

ここの視察テーマは、広報広聴常任委員会でございます。

選定の理由といたしましては、議会における広報広聴について、常任委員会制度を既に取り入れられております南あわじ市議会を視察いたしまして、常任委員会とされた背景、あるいは議会報告会の実施方法など、広報広聴についての調査を行いました。

実際に、広報広聴常任委員会がどのように機能しているかということでございますが、まず、背景としては、平成24年の10月に制定をされました議会基本条例、これ南あわじ市議会でございますが、その条例にあわせて、委員会条例を改正をして議会広報広聴常任委員会を設置をされています。

これは、広報広聴のための委員会は、従来特別委員会ということございましたが、本来的に広報広聴というのは、そういう臨時特定の事件を審査する委員会にはなじまないという意見が多数あったことから、常任委員会への設置になったというふうに伺いました。

広報広聴委員会の審査・調査の所管事項でございますが、一つは広報活動に関する事項。二つ目には広聴活動に関する事項。三つには議会広報誌に関する事項。四つには議会報告会に関する事項。広報広聴全ての事項がこの常任委員会で調査をされております。

また、議会広報誌につきましては、全体のページ数24ページを活用した編集が行われております。その中には、昨年度から広域事務組合議会の内容も掲載して報告するというようにされておりました。

また、本会議・委員会のインターネットの中継とケーブルテレビによります一般質問の録画配信などが行われております。また、委員会の放映につきましては、委員会室で実施をされ、インターネット中継のみでございますが、市民への中継がされております。

委員会の視察考察といたしましては、議会における広報・広聴機能の強化は、市政への市民参加、あるいは市民意見の反映のために重要な要素であることから、今後、委員会条例を改正して、議会広報広聴常任委員会化に取り組む必要があるというふうに感じます。

また、その所管事項におきましても、広報誌を手にとってもらえる内容への編集改善を行うこと。

議会報告会は、報告と意見交換の場としながらも、政策提言に繋がるように工夫していくこと。

それから、委員会のインターネット録画中継など、情報公開・情報共有をさらに進める検討を行うなど、広報広聴機能の強化による情報公開と情報共有により、市民参画に向けて、さらなる取り組みを進めることとしたいと考えます。

議員各位の御理解、御協力をお願いをして報告にかえたいと思います。

ありがとうございました。

議長（秋田裕三君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ありませんの声であります。

質疑なしと認めます。

これで、議会運営委員会及び議会広報特別委員会行政視察報告を終わります。

日程第5 第64号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第64号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第64号議案、宍粟市個人情報保護条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、マイナンバー制度が導入され、住民票を有する全ての方に個人番号が付番されます。

市が保有する個人番号は、宍粟市個人情報保護条例の規定が適用されますが、一般の個人情報よりもその利用が制限されるため、厳格かつ適正な取り扱いを確保しようとするものであります。

主な改正の内容としましては、市が保有する個人番号を含む個人情報については、特定個人情報として、利用及び提供について、必要な保護措置を講じるための規定を追加するものであります。

また、特定個人情報の開示請求等につきましては、法定代理人に加え、任意の代理人による請求を認めることとしております。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。この個人情報保護条例の改正の関係は、いわゆるマイナンバー制度が施行されるのを前提としたものでありますから、番号制が今どんな状況の問題を抱えているか、このことについてまずお聞きしたいと思います。

うちの山下議員も一般質問でこの問題については取り上げておりますので、まず制度の内容、問題点、そのことをまず把握する必要があると思いますので、その点についてお答え願いたいと思います。

宍粟市でも、今のところケーブルテレビでは、毎回国からおろされてきたものを放映されているようですが、あれを見る限り、私が見てもなかなか理解できるものではありません。そういう点でお答え願いたいと思うんですけれども、まず、1点目であります。

市がこの番号を利用する範囲はどこまであるのか。今回、国のほうでは年金機構の情報漏えいに伴って、年金への連携については見送られるというふうなことにはなっているようですが、市としてはどうなのか。

それで、2番目は、住民に対してのメリットは本当にあるのかどうか。

そして、3番目には、一番問題になっておりますけれども、個人情報であるこの番号が第三者に漏えいすることは絶対にならないと言えるのか。あくまで機械であり、また操作するのは人間でありますから、100%絶対ということが言えないとは思いますが、100%ないと言い切れるのであれば100%ないと答弁してください。

そして、4点目には、情報漏えいがもしあった場合に、他人になりすまして悪用されることは想定できないのかどうか。

そして、5点目には、現在どの程度まで準備が進んでいるのか。

今回のマイナンバー制度は、行政機関だけではなくて、中小企業も含めて全てに適用される。要するに給料を全て把握することが大きな国の戦略の一つであります。ですから、中小企業にもこのマイナンバー制度の導入が義務づけられております。しかし、現実問題としては、中小企業では負担が大き過ぎて、また人的な配置もなくてなかなか進んでいないというのが現状のようであります。今、宍粟市としては、どの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

そして、6番目には、山下議員も取り上げておりますけれども、国全体で3,400億円もの経費がこの制度を導入するに当たって税金が使われるということでありませう。そういう点で、宍粟市においては、補正予算なんかでもある程度計上されておるようでありますけれども、全体としてこの制度の導入当たってどの程度の経費や事務費を想定されておるのか。できれば、よく鈴木議員が言われるその投資効果であるとか、そういう部分も含めて委員会に付託されるわけありますから、この本会議の答弁は概略でいいですけれども、その点も含めてお答え願えればと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 番号法の問題点等で6点ほど御質問いただきました。この部分につきまして、まず1番目、市がこの番号を利用する範囲でございますけれども、番号法が利用できるという範囲につきましては、先ほど議員おっしゃったように、社会保障の部分がまず1点ございます。それと、税情報の関係。それと、あと1点が災害対策の分野とされております。

この社会保障の部分につきましては、先ほどございましたように、一部改正の関係で1年ほど延びるかなと考えております。ですから、市が現在使用する部分につきましては、やはり税の情報と災害等があった場合の被災者台帳等の作成事務等に活用を現在のところはさせていただきたいと考えております。

2点目の住民に対してのメリットなんですけれども、やはり番号法で広報されておりますように、各種申請時における書類提出等の煩雑さが少なくなると。それと、個人番号カード自体が身分証明となり得るといようなところ。あと、その部分でそれ以降のことなんですけれども、コンビニ等で各種証明書の取り扱いができるようになるというような、将来的にはいろいろな行政サービスの利用も考えられると思われまます。

3点目の番号の漏えいは絶対ないかということなんですけれども、これ自体番号漏えいが絶対ないとは言い切れないとは考えております。この個人番号カード自体はそれ自体に個人番号が振ってございます。ですから、運転免許証と同じような感じになるかなという部分でございます。

しかしながら、この番号だけではそれを活用することはできない。それが付されております個人情報漏えいした場合が、一番問題になってくるかなと考えております。この部分のセキュリティー対策としまして、やはり従事者の特定を行う。あるいは職員研修等による人的な安全の確保。あるいは外部からのアクセスの分断ということで、やはり物理的に情報の部分を扱いますパソコン等の関係、情報等の関係を分断していくということで、想定するリスクに対応していきたいと考えております。

4点目の情報漏えいがあった場合、他人になりすましなどの悪用の部分でございますけれども、番号カード、あるいは通知カードだけですと、番号カードは運転免許証と同じような格好になりますので、自分の写真等も入っておりますので、本人確認が可能です。数値カードの場合ですと、それで情報を得ようとする場合は、逆に運転免許証とかその他個人を本人と申請者を確認するための手続等がございますので、その部分での危険性は若干少ないかなと考えております。それと、番号カードのほうには、本人さんだけしかわからない暗証番号等も入ることになっております。

それから、5点目なんですけれども、現在どの程度まで準備が進んでいるのかという点ですけれども、現在の進捗につきましては、やはり情報システムの整備というのが一番大変でございます。この部分につきましては、既に着手をしております。それで準備を進めさせていただいております。あと、やはり個人情報の保護の対策等、それから通知書が送付されてきた場合の発行の手続の関係の窓口業務の対応等、それぞれ対応するために進めている状況でございます。

あと、その通知カードが送付されてから番号カードの発行まで、それが来年の1

月からになるんですけども、その部分についてやはり暗証番号の打ち込みの部分とか、あるいはその情報のきちとした管理のための備品整備等も今後進めていく予定でございます。

最後に、この制度導入にかかる経費でございますけども、やはり平成26年度から導入に向けて準備を進めておりますが、システムの改良費がかなり大きな経費となっております。平成27年度までに概ね1億4,000万円余りの額を見込んでおります。これにつきましては、パソコン等のハード部分の整備も含めてでございます。あと、平成28年度以降につきましては、国の動向や独自の利用分がまだ未確定でございますので、経費の部分は現在は判断できておりません。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。委員会付託されますので、あまり細かいことはまた委員会で十分説明をしていただきたいと思うんですけども、やはり部長が言われたように、100%絶対ということはありませんということなんですよね。この前も、先ほど市長が触れられたように、人間というのは必ずミスを犯すということを前提に物事は考えなければならないということになりますと、本当に大丈夫なのかなということになるわけですよ。

今言われたように、あくまで来年最終的には本人確認ができるということを前提に進められるんですけども、でも、今の時代、例えば悪いかもしれませぬけれども、アメリカの国防省のコンピューターにも不正アクセスがある、結局私たちごっこなんですよね。そういうふうな時代において、宍粟市として本当に不正アクセスを防止できるようなセキュリティーを本当に構築することができるのかという不安が絶対残ると思うんですよ。

ですから、私はこの制度そのものの問題点としてそういうことがあるわけでありますから、やっぱり市長として、やっぱり国に対してこの制度の問題点が明らかに解決されるまでは、うちところは利用を延期しますと、そういうふうな意志を是非持ってもらいたいと思いますけれども、市長はどのような考え方を持っておられるのか、お聞かせ願いたい。

それと、もう一つは、1億4,000万円かかると言われました。1億4,000万円をかけて、実際にこの前も同僚議員が質疑をされておったかなというふうに記憶はしておるんですけども、どの程度本当に便利になるのか、本当に人を減らすことが1億4,000万円をかけることによって窓口業務が簡素化されて、人件費を減らすという

ふうなことに繋がって、1億4,000万円かけてよかったということになるのかどうか、そのあたりも本当に心配なんですね。

それと、もう一つは、この番号通知に当たって、恐らく簡易書留で本人確認が行われて、本人に確実に郵便局から手渡されるという仕組みがとられると思うんですね。それで、今穴粟市に住民票は置いているけども、実際にはどこにおられるかわからない不明な方、また、認知症でその番号が送られてきていても何の制度のことなのか理解しにくい方、高齢者の方も含めて、障害者の方も含めて全ての方にこの番号は送られるわけですね。そのような対策も含めてどういうふうを考えておられるのか、私は甚だ疑問なんです。実際に指摘されているのが、郵便局が全国一斉にこれだけの郵便物を簡易書留で配達できるんだらうかというふうに言われているんですよね。そのあたり物すごく大きな問題を抱えていてということになりますから、そのあたりのところが本当に解消されるのか、実現できるのか、その点をお願いします。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、先ほど市長としてこの制度についてどうなんだと、こういうことではありますが、既に御承知のとおり、国策として進められておりまして、そのことについてそれぞれの自治体も肅々といろんな形で安全セキュリティの対策はもちろん、一定のリスクも想定しながらと、こういうことでもあります。そういうことで進めておるところであります。ただ100%というのはなかなかこれは非常に困難なことだろうと、こう思っております。そういう中で、県の市長会、あるいは全国の市長会でもこのことをいろいろ議論をしまして、国のほうにも特にセキュリティ、安全安心の面、それともう一つは財源確保の面、これについて強く要望を重ねておるところであります。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、このお金をかけた分、利便性が上がるのかという部分と、住民票等の住所地に送られますので、その部分の対応につきましてお答えさせていただきます。

1億4,000万円という部分は、やはり国のほうの指示によりまして、その部分のシステムを変更するために、やはりどうしても必要であるということで、それによって情報自体の収集の部分、それを使う場合は利便性は高まるとは考えております。しかしながら、各担当部局の事務量が減るという分はあまり効果はないのかなと。

ただ、公平公正な課税とか負担と給付の部分でその部分が国として判断をされておるといふことだろうと考えております。

あと1点、やはり住民票のあるところに全て書留のほうで送られてまいりますので、住民票だけを置かれている方、それから内容がわからない方、やはり担当部局としても心配はしております。そういうことで混乱がないように、極力周知をしたり、その問い合わせ等に対応していったやるしかないかなと考えております。そういうことでございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第64号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第65号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第65号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第65号議案、宍粟市手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、マイナンバー制度が導入され、今年10月から住民票を有する全ての方に、マイナンバーをお知らせするための「通知カード」が順次、国から郵送されます。

また、平成28年1月からは、本人の申請により顔写真がついた「個人番号カード」の交付が始まります。各カードの初回の交付手数料については、国が負担することとなり無料となります。しかし、紛失等の理由により、再発行する際の手数料につきましては、国の負担はないため、受益者負担の考え方により有料とさせていただくため、手数料条例の改正を行うものであります。

なお、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付は終了となります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第65号議案は、民生生活常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第66号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第66号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第66号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

家畜共済において共済金の支払いに必要となる豚の事故確認については、共済関係職員が農場内に立ち入って、確認を行っております。しかし、部外者の頻繁な立ち入りについては、伝染病の感染など、衛生上好ましくないということが共済加入者の不安材料となっているため、国において確認方法の見直しがありました。

今回の改正では、豚の事故確認については、共済加入者が撮影した画像を農業共済組合等に送信し、組合等がその画像によって事故確認を行うことにより、農場内に立ち入ることなく事故確認を行うことを可能とするものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第66号議案は、産業建設常任委員会に付託をします。

日程第8 第67号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第67号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第67号議案、宍粟市生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

生涯学習センターにおいては、生涯学習の一環としての読書活動を推進するため、図書室を設置しております。

今回の改正内容につきましては、ちくさ杉の子こども園に併設して、新しく建設されましたちくさ図書館について、設置管理を行うため、宍粟市生涯学習センター条例に追加するものであります。

ちくさ図書館につきましては、子どもたちが本に触れ、心豊かな人に育つよう、また子どもから高齢者まで地域の方々が気軽に集えて利用でき、集う人々が読書を介した交流と仲間づくりが進められる図書館を目指しておるところであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第68号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第68号議案、フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第68号議案、フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

フォレストステーション波賀につきましては、平成17年度から指定管理者制度を活用し、株式会社フォレストステーション波賀が管理・運営しておりますが、同社は、平成27年9月末日をもって、株式会社波賀メイプル公社と経営統合することとなりました。株式会社フォレストステーション波賀の全事業は、株式会社波賀メイプル公社に継承されることに伴い、10月1日以降の指定管理者として、株式会社波賀メイプル公社を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議

会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問をし、審議いただきました結果、適正である旨の答申をいただいております。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は、この議案は総務文教常任委員会に付託されるものだというふうに判断しておったんですけども、私が所属している産業建設常任委員会に付託されるということで、資料の提出をお願いできたらと思うんですけども。

一つは、解体されるというのか、なくなる第三セクター、フォレストステーションの清算の見通しですね、これをどういうふうに具体的になるのか、その点をまず、もし見通しというのか、そういう日程的なものがあるのであれば、委員会にこういうような日程で清算手続が行われて、最終的には何月何日にはその清算手続が終わるといふようなものが提出されたら、わかりやすいんじゃないかなと思っております。

それと、2点目には、今年度の事業計画でありますけれども、年度途中での移行となるわけですね。そういう点では、大変メイプル公社においても戸惑いがあるのではないかなというふうに思うんですけども、具体的にその年度当初なり、6月に第三セクターの議会への報告がある際に今年度の事業計画を立てられております。それを大幅に変更することを余儀なくされるわけでありますけれども、そういうことについて事業計画はどういうふうになるのか、その点についても資料があれば出していただきたいと思っております。

それと、もう一つ心配しているのは、補正予算でフォレストステーションを運営するに当たって3,000万円の貸付金が計上されております。そういう点では、フォレストステーションをメイプル公社が受けることによって、かなり財政的に圧迫するだろうと市も予想された上での計上だと思うんですけども、その資金計画ですね、そのメイプル公社までも赤字に陥ってしまったら元も子もないわけありますから、そういう点でその資金計画をどういうふうに立てておられるのか、そういうもののわかる資料の提出もお願いしたいと思います。

それと、もう一つお願いしておきたいのは、10月1日から実施されるわけであり
ますけれども、副市長が社長ということになっておるわけでありますけれども、ど
のような体制になるのかね、今までであれば支配人、それでメイプル公社であれば
取締役ですかね、がトップとして実質的に運営をされてきたわけでありますけれど
も、今度はどのような体制になるのか、メイプル公社は名義上は副市長が社長であ
りますけれども、実質的な運営はその取締役なり、支配人に任されてきた経緯があ
るわけでありますから、どのような体制、大変大きな組織になるわけですね、雇用
人数も増えるわけですね、そういう中で、どういうふうな人的配置を考えておられ
るのか、それは市が口を出すことなのか、それとも株主総会で決めることなのか、
そのあたりも含めて、私も経営問題についてはなかなか疎いですから、そういうこ
とも含めて議会の委員会に説明していただけたら大変ありがたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） それでは、先ほどの御質問4点あったかと思いたすけど
も、まず1点目のフォレストの清算の見通しについてでございますけども、これに
つきましての日程につきましては、7月の委員会で一度お出しさせていただいたと
思いたすけども、ここで簡単に御説明だけさせていただきたいと思いたす。

6月の株主総会において、フォレストステーション側においては譲渡決議をして
おります。これを受けて、9月末で清算会社へと移行します。その清算会社となっ
た後、経営については、今御提案しておりますように10月1日からはメイプル公社
のほうで営業を引き続き行っていくと。それで、その間に当然清算会社という形で
債務であるとか債権、こちらのほうについての整理を行って12月末で財産の確定が
できるように、そのように考えていったらどうかということで、今御提案を会計士
さんのほうからいただいております。これを受けて、1月末には株主
総会をし、残余財産の出資割の分配をさせていただいて会社を解散すると、このよ
うな日程で考えております。

それと、2点目の事業計画、年度計画の年度途中での統合という形になりますけ
ども、事業計画につきましては、それぞれの会社のほうで株主総会で議決をいただ
いております。これを基本にして肅々と統合後もこの両方の事業計画を基本にして
本年はやっていくと、そのように聞いております。

それと、3点目のメイプル公社の資金計画でございますけども、これにつきまし
ては、フォレストステーション波賀の固定資産の買い取り、また、フォレストの10

月以降の必要な経費等を短期的に見てもかなりの額が要ると考えております。これにつきましては、今月中旬には役員会、また、その後、今後の組織についての株主総会を実施する予定でございます。この中で資金計画であるとか、出資金等、資金のことについても役員会の中で諮って、その後、株主総会のほうで議決をいただくという形になっておりますので、その資料等が役員会で承認されたものを持って提出をさせていただきたいと、そのように考えております。

また、最後に、実施体制についてでございますけど、実施体制につきましても、素案というものについては私どももこういう体制でどうだろうということで、それぞれ宿泊部であるとか、特産開発であるとか、いろんな形を考えられているものについては御相談はいただいております。ただ、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、役員会等の議決によって、ある程度外部へも出すことが可能というふうに考えますので、その後に議長等々御相談させていただいて提出をさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。先ほども言いましたように、委員会付託されるので細かい点はいいんですけども、今の答弁の中で、一つは固定資産の買い取りが必要やというふうに言われたんですけども、メイプル公社に対して無償譲渡というのが条件であるのに、その固定資産の買い取りを計上せなあかんというのがどういう意味なのか。それともう一つは、役員会でというふうにおっしゃいますけど、副市長が社長であって、それで第三セクターの場合においては、議会もその経営状況にはしっかりと関与をしていかなければならないわけですね。ですから、役員会で承認されたものを提示するというのではなくて、役員会に出す素案も議会に提出していただいて、議会の意見を聞いていただく、そして、それをいいことについては反映してもらおう、そういうふうなことにならないと、そのために議会へ報告書の提出が義務づけられておるわけですから、そのあたりのところもしっかり考えていただいて、役員会で決まったら報告しますよというふうなことでは議会はしっかりとチェック機能を果たすことはできませんので、役員会で今素案ができていのであれば、社長である副市長のもとにあるのであれば、それを審議の段階で議会に提出していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか、副市長。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 体制の問題につきましては、産業部長がお答えしたとおりでございます。ただ、2分の1以上の出資は必ずすると。したがって、責任を持つ

たリーダーシップを持った市行政の関与ということを考えておりますので、そういった点、役員会の素案も含めまして、資料としては提出ができるものはしたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、最初に言われたその固定資産の買い取りの件でございますけども、フォレストステーション波賀のほうにおきましては、清算時に車両等の残余財産、減価償却の残った固定資産額がある程度計上されております。これについては、無償譲渡という形だけを株主総会でしておりまして、当然、宍粟市のほかにもほかにもたくさんの株主さんがございます。その方々とも相談して必要があれば買い取りということもさせていただくということもありますので、これはあくまでも残余財産の中でのどうするかということで、また、それについては御報告をさせていただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第10 第69号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第69号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第69号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年12月に策定した宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しました過疎地域の自立のための振興施策について、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関連する事業を追加変更し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更の内容としましては、老人福祉センターの施設整備を行い、より利用しやすい施設とすることにより、地域福祉の推進を図ります。

過疎地域の発展に繋がる事業でありますので、議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第69号議案、過疎地域自立促進計画の変更につきまして、質疑をさせていただきます。

ただいま提案の趣旨が述べられましたように、過疎地域自立促進計画の中で高齢者福祉に関しまして、新たに老人福祉センターの整備事業を変更するという提案でございますが、議案書の中には、第5項の3号の表中の変更のみが掲載をされておりますけれども、実際の過疎地域の自立促進計画の中には、今の過疎地域における高齢者福祉の現状課題というのが分析をされて、その後、その対策について云々というふうに、その前段1号、2号というのがございます。そして、そういう課題を解決するために3号でこういう整備事業の計画をするというのが順序であろうというふうに思うわけですが、その前段の第5項の第2号の福祉の対策のところにつきまして書いてあることは、「本市は宍粟市地域福祉計画に基づき、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定を目指し、効果的な介護・生活支援体制の充実に努める」というふうに記述がされております。

このことと、今回老人福祉センター、これつちのこホールだというように思いますが、これの整備事業について宍粟市の地域福祉計画にどのような位置づけがされた事業なのか、説明を受けたいと思います。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思いません。

今回、計画変更いたします事業内容でございますけれども、老人福祉センター整備事業につきましては、千種にあります老人福祉センター、つちのこホールに新たにトイレを新設したいというふうに思っております。

つちのこホールにつきましては、御承知のように多くの方に御利用をいただいております。これまで増改築等を行いまして、特に、ホールの収容人員が増えておりますけれども、トイレにつきましては、これまでどおり既存のトイレだけでございましたので、利用者に大変御不便をおかけをしておりました。地域福祉を推進するための拠点施設の一つでございますので、利用者の方々が安心して利用していただける環境の整備を図っていききたいというふうに思っております。

御質問の地域福祉計画での位置づけでございますけれども、今回、新たに作成を

してました地域福祉計画について、その基本目標の に地域で支え合う仕組みづくりの中で、基本施策の としまして、地域福祉資源の活用開発というのを設けております。また、基本目標 で安全で安心なまちづくりということで、その中で基本施策 、全ての人に優しいまちづくりというのも規定しておりますので、これらに位置づけをしております。特に、老人福祉センターにつきましては、冒頭申しましたように、地域福祉を推進するための拠点施設の一つでございますので、安全で安心して御利用いただける環境を整えること、これが必要でございますので、特に整備に当たりましては、バリアフリーやユニバーサルデザイン、これに基づきまして施設整備を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 過疎地域の自立促進計画、これについては担当常任委員会が総務でこれまでずっと審査もされてきておりますが、個々の事業については、それぞれその過疎計画に上程する前段では、各所管する常任委員会に説明がなされるべきだろうというように思うわけですが、ただいま説明がありましたようなことが、私、この5月から新しく民生生活常任委員会に配属になっていますが、記憶するところでは、今のような説明を受けていないというふうに思うんですね。ですから、今言っても仕方がないんですけども、今部長から説明があったようなことについて、担当常任委員会に一度資料提供なり説明をいただきたいというふうに思います。

次の補正予算の中でもトイレ改修だけではなくて、老人福祉センターの改修の設計監理業務も上がっておりますので、今後のことも関係するかと思いますので、資料提供なり説明を求めたいと思います。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今回、9月の補正予算にも計上させていただいておりますので、委員会のほうに御説明十分させていただきたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 続いて、15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。この老人福祉センターは、千種のつちのこホールというふうなお話なのかなということでしたけども、具体的に今回どのような目的で、建設ではなしに今あるものを改修ということなんですけども、それがどういうことなのか。私の記憶では、つちのこホールというのは、千種においては葬祭場として使われていることが多いのではないかなというふうに思います。それで、そ

ここに社会福祉協議会も事務局として入っているのかどうか、ちょっと不勉強であれ
なんですけど、そのあたりはどんなことになっているんでしょうか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 千種老人福祉センターにつきましては、いわゆる高
齢者の福祉増進という目的の建物でございます。今、議員からもありましたように、
全館利用として葬式等に御利用のケースもございますけども、その他の利用もござ
います。今、この施設の管理につきましては、シルバー人材センターのほうに指定
管理を行っているところでございます。

言いましたように、この目的でございますけれども、先ほど大畑議員の御質問に
もお答えさせていただきました。やはり、いろいろトイレ等環境面での非常に御不
便をおかけしておりますので、その分について整備を図っていきたいというふう
に思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。それでね、僕はそのなぜ老人福祉センターとい
う名前を使われるのか、千種にはエーガイヤがあって、保健福祉が連携しておる
と思うんですね。そして、一宮町も社会福祉協議会と保健分野が入っている、波賀町
もそうです。ですから、この際、その多目的な施設であるのであれば、老人福祉セ
ンターというふうな名前を使わずに、例えば市民センター波賀とか、市民センター
千種とかあるわけでありましてけれども、そういうふうな名称、あるいは一番よく使
われるのは葬祭ではないかというふうに思ったりするわけでありましてけれども、実
質的に利用形態を考えて、過疎債で老人福祉センターであったら補助率がいいから
とか、そんな単純な発想になっているのであるとすれば、その老人福祉センターと
いう名前を使うのはやめて、きちっとその目的にあった施設を公費で建設する、必
要な施設を建設する、そういうふうなものにすべきではないかなというふうに思
います。

確かにつちのこホールは、ある意味、大変葬祭をするにしても不便というのか、
使い勝手という点では悪いのかなというふうに思いますし。ですから、老人福祉セ
ンターではなくて、根本的に、過疎債を使うということは大変いいことだと思
うんですけども、老人福祉センターという名前からは外れるべきではないかなとい
うふうに思うんですけど、いかがですか。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君）　そもそもこの施設の建設に当たりましては、老人福祉法に基づきまして、いわゆる高齢者の福祉増進を図ろうということを目的に、国県等の補助もいただく中で整備を図ったと認識をしております。今、現在におきましてもそういう趣旨の中で、御利用をいただいております。

ただ、今言われましたように、全館利用ということで葬祭等に御使用の場合も、非常に多くなっておりますので、今後のことにつきましては、今、市全体の公共施設の再編と申しますか、その計画も今検討課題にのぼっておりますので、そういった中で一体的に検討もしていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（秋田裕三君）　15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君）　15番です。そやから、目的が老人福祉でないのであれば、市長、もうそこから離れて、もう10年、20年とたっている施設でありますから、その補助金の問題とかはクリアできるはずなんですね。ですから、本当に市民が使い勝手のいい、何のための施設なのか、主に葬祭をする施設、千種の場合は火葬場についてもやっぱり自分とて火葬場を、最後は火葬にしてもらいたいというふうな願いのもとに、千種の火葬場をこしらえられました。ですから、そういうことから言っても、今、波賀と一宮には農協がしらぎく会館というのを作りましてやっておりますから、斎場があります。そういうことで、もし可能であるのであれば、斎場として使うというのが最大の目的であるのであれば、JAに千種にもつくらへんかというふうなことをまず要望して、いや千種につくらないというのであれば、そういう多目的に、その老人福祉センターという名前ではなしに、僕はやるべきではないかと思いますが、市長、いかがですか。

議長（秋田裕三君）　福元市長。

市長（福元晶三君）　今、おっしゃられたことも含めて、今後の課題として検討していきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君）　3問過ぎております。

15番（岡前治生君）　3回です。いいですか。これ今回、過疎債の変更計画として議案としても出てきてしまっているわけですよ。それを議決してしまったら、老人福祉センターとしてしか使えなくなるんですよ。それは議会でほな修正しても可能だということですか。どんな名称にするかは別にして、いかがですか、市長。

議長（秋田裕三君）　清水副市長。

副市長（清水弘和君）　先ほど市長が申し上げましたように、今後の検討にはした

いと思います。ただ、今回、過疎債を適用したから名称が変更できないということはないと思っております。ただ、もともとの旧千種町で建設されました補助金の目的、そのようなことも含めまして、今後の検討課題ということで、市長が申し上げたとおりでございます。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

ここで休憩を取ります。

午前11時まで休憩に入ります。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第11 第70号議案～第80号議案

議長（秋田裕三君） 日程第11、第70号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第80号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第70号議案から第80号議案までの補正予算11議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正予算と位置づけ、地域創生に向けて小さなことからでも着実に実現するよう形にあらわすとともに、早期に対応することで効果的に事業を推進できるものについては、積極的に予算計上する方針を持って編成しております。

一方で、将来負担の軽減を図るために、前年度決算に伴う剰余金を繰上償還に活用するなど、財政健全化も念頭に調整を行うほか、国県補助金の変更や事業費の確定による増減、人事異動に伴う人件費の整理についても例年どおり補正を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第70号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出にそれぞれ9億5,348万5,000円を追加し、補正後の総額を257億3,810

万4,000円とするものであります。

冒頭に申し上げましたとおり、人事異動等による人件費、賃金及び関連する費用の整理を行うほか、各費目別での主な内容は、まず、総務費では、現在整備を行っております高速バス利用者駐車場及び多目的広場との一体的な活用を図るため、隣接用地の購入費を計上するとともに、公共交通再編事業として、神姫バス山崎待合所付近の用地を購入し、駐輪場や自転車の進入路を整備する費用を追加しております。

また、ふるさと納税でたくさんの寄附をいただいておりますので、関係経費を増額するとともに、本年度2回の消防団員を対象とした婚活イベントを実施しておりますが、非常にいい結果が生まれ、地域創生事業として期待の高い事業でありますので、一層の推進を図るためにイベント経費を追加計上したほか、戸籍住民基本台帳費には、個人番号カードの交付及び普及を効率的に進めるための機器整備を行う費用を追加しております。

民生費では、各種福祉サービス、医療費の前年度国県支出金の精算を行うとともに、千種老人福祉センターのトイレ新設工事費や保育所の施設修繕経費を追加し、また、国民健康保険事業特別会計等への繰出金や、衛生費においても、病院事業、水道事業特別会計などへの繰出金の補正をそれぞれ行っております。

農林水産業費では、農業生産基盤改修用資材費と補助金を要望に応じて増額するとともに、林業費では、しそ防炎景観推進事業補助金の増額、高性能林業機械購入事業補助金、住民参画型里山林再生事業補助金を追加計上するなど、防災や林業振興の充実を図っております。

商工費では、第三セクターの健全な運営を資金調達の面から支援するため、新たに貸付制度を創設するとともに、フォレストステーション波賀と波賀メイプル公社合併に伴う新会社への出資金を計上しております。

土木費では、道路用地登記業務委託料の追加、道路や河川の修繕費、通学路安全点検プログラムによる交通安全施設工事を追加し、消防費では、防災センターの施設修繕費について緊急対応した分を含めて追加計上しております。

教育費では、通学手段について地元との協議が整ったことから、山崎西中学校のスクールバス購入費を計上するとともに、社会教育関連では、指定寄附のあった図書購入費、たたら里学習館の修繕費を追加計上したほか、旧野原小学校の空きスペースを利用し、歴史資料の整理を行うための経費を計上しております。

また、学校給食運営費については、異物混入の防止を図るため、食器等の更新、

照明の増設やLED化などを行う経費を計上しております。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算措置を講じております。

次に、財源となります歳入の主なものとしましては、普通交付税については、臨時財政対策債への振り替えや水道事業の高料金対策分の非該当などが影響したことによる減額補正を行うとともに、特別交付税につきましても、水道事業の高料金対策分の非該当による減額を行っております。

国県支出金では、国民健康保険の保険基盤安定負担金や社会資本整備総合交付金、統計や選挙費関連の委託金などについて整理を行っております。

寄附金につきましては、ふるさと納税によるふるさとづくり寄附金と社会教育指定寄附金を計上しており、繰入金ではふるさと納税の特産品等関連経費と婚活イベント経費に充当するため、ブナ基金からの繰入金を追加しております。

繰越金は、平成26年度決算に基づき、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額の確定により計上しております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金などを計上しており、市債では、各事業の追加、変更等による合併特例事業債、過疎対策事業債の整理や臨時財政対策債の発行可能額確定による増額を行い、あわせて地方債限度額の変更も行っております。

また、繰越明許費につきましては、千種B&G海洋センタープール建設事業につきまして、完成が平成28年度にずれ込む見込みとなることから予算計上をし、債務負担行為につきましては、光ネットワーク機器更新業務委託を複数年契約とし、効率的な整備を図るために追加しております。

次に、第71号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、人件費や賃金等の整理、一般療養給付費等精算返還金の補正を行い、財源となる歳入は、前年度決算に伴う繰越金や一般会計繰入金、国民健康保険税、基金繰入金をそれぞれ精査して計上し、補正の総額として、歳入歳出に3,570万6,000円を追加し、補正後の総額を53億2,025万8,000円としております。

次に、第72号議案、平成27年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、人件費や賃金等の整理を行い、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上する一方、一般会計からの繰入金を減額しており、補正の総額は、歳入歳出から、それぞれ441万3,000円を減額し、補正後の総額を3億

2,037万6,000円とするものであります。

次に、第73号議案、平成27年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計からの繰入金を減額するもので、財源の変更のみの補正としており、補正後の総額は、当初予算額と変更ありません。

次に、第74号議案、平成27年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するとともに一般会計繰入金の減額を行っており、補正の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,037万9,000円を追加するもので、補正後の総額を5億2,657万1,000円としております。

第75号議案、平成27年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費や賃金等の整理を行うほか、介護給付費負担金等の精算に伴う返納金を追加しております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金、事務費等の一般会計繰入金の精査を行い、補正の総額は、歳入歳出にそれぞれ3,579万1,000円を追加し、補正後の総額を44億5,960万5,000円としております。

第76号議案、平成27年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、人件費と賃金などの整理を行うほか、緊急的に流用により対応した破砕機の修繕費用分を追加補正するものであります。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上するほか、一般会計からの繰入金を追加しており、補正の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,449万2,000円を追加し、補正後の総額を22億131万2,000円とするものであります。

第77号議案、平成27年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で人件費の整理を行い、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、一般会計からの繰入金を減額しております。

補正の総額は、歳入歳出からそれぞれ137万9,000円を減額し、補正後の総額を7億5,134万5,000円とするものであります。

次に、第78号議案、平成27年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の整理による収益的支出及び資本的支出の補正を行っております。また、収入では、一般会計からの高料金対策補助金と児童手当繰入金の精査を行っております。

支出補正総額は、30万4,000円を減額し、補正後の支出予算の総額を28億4,645万

7,000円としております。

第79号議案、平成27年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で、長期借入金の利息の減額を行うとともに、資本的支出では、看護師確保対策として実施している修学資金を増額し、収入では、一般会計からの補助金の精査を行っています。

支出補正総額は、1万3,000円を増額し、補正後の支出予算の総額を48億9,299万2,000円としております。また、平成28年度から複数年契約で窓口業務などの医事業務委託を行うため債務負担行為を計上しております。

最後に、第80号議案、平成27年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、支出では、人件費の整理を行い、収入では、一般会計補助金の減額と宍粟市建物農機具共済推進協議会からの受取金の追加を行い、補正の総額は、収入支出それぞれ471万3,000円を減額し、補正後の総額を7,990万4,000円としております。

以上、補正予算11議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、平成27年度の下半期の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じているものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、第70号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）につきまして、3点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入でございますが、議案書17ページの21款9目臨時財政対策債についてお伺いをいたします。

これは地方交付税として交付されるべき額に財源不足が生じたことで、ただいまも説明がありましたが、発行額が決定したということで、この起債が発行されたということでございますが、この臨財債元利償還金が後年度の地方交付税に全額算入されるということで、非常にこれまで国が地方交付税を減らし財源が不足する中で地方に借金をさせているという現実がありますけれども、私はいくら後年度に地方交付税に算入されるとはいえ、借金にかわりはないというふうに思うわけですね。そういう意味で、地方債の残高としては累積をしていくというふうに認識をいたし

ております。

そこで、今回、平成26年度決算によりまして7億9,000万円等の繰越金が発生しているわけでございますので、その財源不足については、起債発行を行わずに繰越金を充当するような予算編成ができなかったのか、その1点お伺いしたいと思います。

それから、次に、歳出で6款の1項3目観光振興費でございますが、この第三セクターへの貸付金、公的支援というのが提案されておりますけれども、この第三セクターへの公的支援、いわゆる財政支援の考え方につきましては、御案内のとおり総務省から一定の指針が示されているというふうに思います。本宍粟市の場合は、この総務省の指針を受けて、どのような公的支援の考え方を持っておられるのか、どのように整理をされているのかお伺いしたいというふうに思います。

最近の傾向といたしましては、そういう資金を多くから調達していく場合、クラウドファンディングという制度が主流になっております。兵庫県なんか地域振興の中でクラウドファンディングによる産業振興を図ろうという取り組みが盛んに行われておりますけれども、宍粟市の場合は、常にこの税金を投入していくという考え方に終始しているわけでありますが、この辺なぜ公費投入をしていく必要があるのか、そのほかの方法は検討されなかったのか、その辺もあわせて伺いたいと思います。

それから、最後ですが、7款の2項2目道路維持費と、それから同じく交通安全施設費についてでございますが、この両方につきましては、国県の補助金が減額をされております。通常、私たち単純に考えた場合、国県の補助金が削減されたり、なくなる場合は、その事業についてはもう一回見直しをしていくとか、あるいは事業規模を縮小していくとかというふうに見直しがされていくのが通常だというふうに思っているわけですが、今回の補正では、その減額された国県の補助金を上回る一般財源が投入されて、事業を実施するというふうになってございますが、これ全体ですから、個々の事業についてはわかりませんので、その辺のちょっと考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

当初予算の段階では、国県補助金が充当されるという前提で予算編成議論がされてきたというふうに思うわけで、この辺がいとも簡単にこう変わっていくというんでは、当初予算の審議の意味が薄れていくというふうに私は思いますので、その辺の御説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、臨時財政対策債の発行につきまして答弁申し上げます。

臨時財政対策債につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、地方交付金制度の中の本来交付税で交付されるべき普通交付税の代替のものであると捉えております。今回、普通交付税の算定の部分で、4月以降の算定によりまして変更を生じております。その部分で普通交付税を減額する部分、それを臨時財政対策債へ振り替えていくという予算措置をさせていただいております。

この部分、あと1点おっしゃいました繰越金を活用してはということなんですけども、繰越金につきましては、地財法で2分の1は繰上償還、あるいは基金への積み立てをすることが決まっております、市としまして繰上償還を今回4億円余りさせていただいております。これにつきましては、やはり利息のついた部分について返して行くほうが有利であろうと。この臨時財政対策債につきましては、後年振り替えされまして、基準財政需要額に全て算入されておりますので、理論上市の負担はないということになりますので、できましたら利率のついた部分を繰上償還していくべきかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、2点目の第三セクターへの公的支援の考え方について答弁させていただきたいと思っております。

第三セクターの公的支援につきましては、民間企業がなかなか進出なり、立地ができないような、そういう中山間地において、地域においての産業の振興であるとか、雇用の場の確保とか、そういうことに対して第三セクターの役割は非常に大きいと、そのように考えております。

第三セクターの資金調達につきましては、当然、自立的に実施するというのが基本であると、そのように考えておりますが、公共性、公益性の高い事業展開を実施する中で、経営に伴う収入のみで賄えない、そのような場合には、一時的な公的な支援が必要であると、そのように考えております。

また、今回につきましては、メイプル公社とフォレストステーション波賀の合併につきまして、当然、フォレストステーション波賀が清算会社となつてのほうへ変わり、そしてまた、メイプル公社がフォレストステーション波賀を経営する中で、当面の運転資金、これにつきましては必要であるということを考えております。当

然、その分について資金不足が懸念され、そしてまた、経営悪化がそれに伴って発生することも考えられまして、当然、その分につきましては出資ということも考えられます。ただ、出資につきましては、いろいろと商法等の取り決め等がございまして、迅速に対応ができないということがございますので、今回につきましては、市のほうで貸付金制度を設けて実施しようと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。私のほうからは土木費に関係します歳出についての御質問の部分についてお答えしたいと思います。

まず、道路維持費の関係でございますが、国庫の補助事業の内容としましては、当然、道路舗装の修繕事業におきましては、事前に調査等を実施した中で、その修繕が必要とされた部分のみが補助対象という形で交付金の対象となるという制度がありまして、当然、おっしゃったように、当初の補助対象事業を対象に6割の交付金を見込んでおいたということではありますが、その中で実際は約4割に相当します、約24%の交付金の割り当てになってしまったということでの国庫補助金の差額を減額をさせていただくものでございます。

しかし、補助対象事業の中で計画しております舗装修繕箇所状況といたしましては、非常にやっぱり傷みの激しい、当然、生活されている方々の通行の支障になっている、あるいは通行される車両の影響が非常に大きいという部分を補助対象として要求している部分でございますので、極力事業の規模を縮小ということを経ずに、計画通りの舗装修繕計画とさせていただきたいということで、そういうことで安全確保していきたいということから、国庫補助事業の事業量としては変えずに、財源内訳の変更を減額させていただいたと。

それから、また一方、今回の事業費の増額補正につきましては、その補助対象にならない部分の道路修繕工事におきまして、新たに市民生活の支障となっている部分が出てきたということの、早期に修繕する箇所があるということでの、これも補助対象にならない箇所を補正で要求をさせていただいて、実施をさせていただきたいということの要求でございます。

それから、もう1点、交通安全施設費の関係でございますが、こちら通学路の合同点検において対策が必要な箇所というものが交付金対象として事業実施をすることになっております。これも国庫補助金が事業費の6割が相当しておったんですが、割り当てとしましてはその7割に相当します42%程度の割り当てになりました。この差額を減額するものでありますけれども、通学路のこの点検の中で、今回事業

をやるうとしておりますのは、この橋梁の高欄という部分でございまして、その高欄をどうしても人や自転車等が通行するに当たって、高欄の高さの基準値に達していないということでございますので、それを改善するものでありまして、どうしても橋梁ということで一連性があるものでございますので、途中でとめるとか、切るとかということが不可能でございます。どうしても一体的な工事実施ということでは何とか成果を上げたいということから、その事業の規模を縮小せずに、その分の実施として上げさせていただく。なおかつ、その詳細な設計の中で橋梁でございますので、重量制限というものがございます。古い橋はコンクリートの高欄ですとか、そういう重たいものが高欄が設置されております。そのまま高さを上げますと、相当重量が高くなるということで、どうしても軽量化を図っていかなだめだということから、その軽量化を検討する中で予算不足というものが出来まいりました。その部分に対する増額をして実施をしたいということで上げさせていただいております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 2回目質問させていただきますが、まず、臨財債についてですけれども、これはここでいろいろ議論するということもできませんけれども、私の認識は借金だと、有利な地方交付税の枠の中で後年度に措置がされるということで実質自治体の持ち出しはないというようなことでございますけれども、やはり借金にかわりはないというところの、その認識があるのかないのかというところをちょっとお伺いをしたいというふうに考えます。

それから、貸付金のところですが、これはちょっと総務省の考え方、当市の考え方のところが明確にわからなかったんですけれども、これまた委員会のほうにも資料提供とか是非いただきたいと思いますが、産業振興とか観光振興とかというそういう名目だけで、どんどんどんどん何でもありというようなことは僕は避けていかないかんというふうに考えています。

6月の議会でも産業連携促進事業補助金か何かということで、3,000万円の補助金要綱ができましたですね。このときにも私は公共性とか公益性がどれだけあるのかというようなことも質問させていただいたと思いますが、この今回提案されている貸付金についても、総務省は原則として公的支援は公共性とか公益性を勘案した上でしなければいけないと。単なる赤字補填を目的としたような公的支援であってはならないということを言っているわけですね。そういう意味で、どの部分が公共

性、公益性であり、どの部分が第三セクターが独自に経営努力をしなければいけない部分なのか、そういうことをきちっとさび分けした上で、こういう貸付金制度をつくられているのかどうか、その辺を少し整理をした上で委員会に提示をしていただければというふうに考えます。

それから、資金調達の仕方のところで、クラウドファンディングのことを申し上げましたけども、そういうことが検討されたのかどうかというのをもう一度お答えいただきたいと思います。

それから、三つ目の土木費の関係でございますけども、これは当初の見込みよりも国県の補助の枠が狭まったということで、しかし、事業に緊急性があるということで、一定やむを得ないんだというお話であったかと思いますが、これ予算編成のときに議論になっていました例のB/Cの関係ですね。これは多分道路改良だったのかな、要は、どの箇所を優先的にやるかということで、B/Cが出されて、そのB/Cの中にも国県の補助金があるなしというのは、随分順位に変動があったというふうに思うんですね。ですから、今回、こういうふうに縮小になったことで、その順位の変動が起こっていないのかどうか、ほかの箇所との逆転が起こったりしていないのかどうか、その辺検討されたのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 臨時財政対策債につきましては、やはり、この部分につきましては地方交付税が必要な額に満たないということで、その不足分を赤字地方債ということで借金であるという認識はございます。その部分で賄っているということでございます。

ですから、将来の財政負担の健全化等を見通しながら、ほかの市債等もいろいろとございますので、その辺でやはり一番有利な部分を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 第三セクターの件についてでございますけども、資料等につきましては、総務省の第三セクター等の経営健全化の推進についてという指針、これにつきましては委員会等に提出させていただきたいと、そのように考えております。

その中で、当然、公的支援の考え方の基本的な考え方も十分理解しておりますし、

また、短期貸し付けという形で総務省のほうで申し上げておるのは、短期貸し付け、つまり同一年度に貸し付けと返済の双方が行われるようなものについては、これはすべきでないというようなことも十分理解した上での貸し付けのほうをさせていただきたいと、そのように考えております。

また、クラウドファンディングの検討につきましては、当然、広く多くの方に事業趣旨の賛同等をいただいているのが手法ということは十分理解しております。ただ、今現在、それぞれの出資団体が持っております株につきましては、特約付きの株式ということで自由に売買できるものではないです。その中で、当然、その株の譲渡に当たっては理事会なりの議決を得た上での譲渡ということになっております。クラウドファンディングの中では、当然それぞれ不特定多数の方々はその事業を応援しようという裏には、やはり幾らかのギブ・アンド・テイクというところもあろうと思いますので、今回新たな会社として増資を考える中では、市民の皆様にもその特約のことを十分御説明した中で一般市民に対しての株式の公募というのについても考えていってはどうかということで、今、第三セクター側と議論しているような次第でございます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 最後に質問がございました維持費の関係の優先順位の検討はどうやったかという御質問ですが、以前に優先順位でお話させていただいたのは、おっしゃったように道路新設改良の関係だったと思うんです。道路維持の関係も当然最初に申しましたように、国県の補助にしますには路面正常調査というものを幹線道路に対して実施をしております。その中で、当然傷みの激しいものからということで、それには利用度ですとか、それから通学路等の部分というのは検討課題としてあります。ただ、それを、だからといってそしたら入れ替えたのかどうかということですが、そういうことではなしに、あくまで傷みの激しいものから順番にということが、舗装というのは、当然傷みが激しいといえますと、相当な路線がありますが、やっぱり優先順位としては傷みの激しいものからというのが基本になるかと思っておりますので、そういう形でそういう優先順位の考え方はしております。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 貸付金のところですけども、私、委員会に資料提供を求めたのは、総務省の資料ではなくて、市がこの貸付金の制度をつくったというふうにおっしゃったので、その制度、具体的に貸付金でございますから、その利子をどの程度考えられておるのかとかですね、いろいろ細かいこととか、あるいは公共性、公

益性の部分とそうでない部分をどのようにさび分けをされているのか、そういうことの資料を委員会に出していただきたいということでございます。

それと、クラウドファンディングにつきましては、私はその全国に発信して、今のふるさと納税と同じような考え方ですけども、そういうふうに事業拡大することなどを求めていくことで、逆にその方がまた第三セクターのファンになっていただくということで、次にも繋がっていくということから、そういう制度が今主流になっているんじゃないですかということを申し上げております。

公的資金の投入だけでは全くその次の展開になるのは難しいんじゃないかなというふうな考え方から、そういうふうに申し上げておりますので、また議論いただきたいと思えます。

それから、道路費の関係は、その施工場所を変えたのかということではなくて、もし優先順位の中に国庫の補助金があるものが優位な判断がされておるんなら、そのことが減額になったわけですから、順位は変わってないですかということを申し上げたんです。そういう検討もされたかどうかということをもう一度お答えください。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 貸付金に対しての市の制度につきましては、これもあわせて当該委員会のほうへ提出させていただきたいと思っております。

それと、クラウドファンディングにつきましては、確かにそれぞれの事業者に特定のファンを増やすということで有効というふうにも考えております。これにつきましては、当然、会社として新しい事業を起こす場合には、資金集めの一つの手法であると考えておりますので、検討させていただきたいと思えます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） ちょっと先ほど説明不足であったと思えます。路面正常調査をやりましたものは全て国庫補助対象事業でございますので、その中で傷みの激しいものからということで、国庫補助対象でないものはどうしてもそれ以外の財源で補修していくという形になります。

議長（秋田裕三君） 続けて質疑を受けます。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。まず、第70号議案についてでありますけれども、一つは駐輪場整備事業というのが予算化されておりますけれども、これは具体的に用地購入費とか上がっておるんですけども、なぜ必要になったのかということと、

あわせてどこの土地を買うのか、そういう点をちょっと説明を願いたいと思います。

それと、2点目は、婚活イベント委託事業なんですけども、大変なんか消防団の婚活イベントが好評であったということで、再度行いたいというふうな内容らしいんですけども、その消防団員は20代、30代が多いですけども、この宍粟市には40代、50代でまだ結婚をされていない男性や女性もたくさんおられるわけですね。そういう方は、自分の意思として結婚しない人生を送りたいという方もあろうかと思うんですけども、多くの方が何らかの格好では生涯の伴侶を見つけたいというふうな願いを持っておられると思うんです。

やっぱり、40代、50代、将来を含めているんなことを考えてみますと、やはり生涯の伴侶を求めて二人で生活されるということが、いろんな意味で市のこれからの老人福祉、高齢化になっていくわけでありますから、私たちが高齢者になった段階での高齢化率というのは相当なことが予想されますし、少子化対策ということにおいても子どもが親を見るということではなくて、公的介護で対応しなければならない事例が相当数増えてくる、そういうふうな先の長い目で見ても、いかに結婚を勧めて二人で生活をしていただく世帯をつくっていくか、こういう視点も大事だと思うんです。そういう点で、消防団は消防団で結婚適齢期というふうなことになるんでしょうけども、40代、50代についても光を当てていただいて、こういう婚活イベントを是非私は企画していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それともう1点は、先ほどの繰上償還で4億円というお金を繰り上げされるんですけども、これは恐らく国の借り入れについては決算書を見せていただいた限り、まだ4%、5%というふうな高いものもあるんですけども、国は原則繰上償還は受け付けませんよという考え方ですから、恐らく市中銀行のものであろうと思うんですけども、実際何%のものを返そうとされておるのか。そして、経済効果ですね、節約効果ですね、というのがどうなっておるのか、といいますのは、私はその決算書を見ても今年の決算書8億3,000万円の黒字なんですね、実質収支です。しかも4億円の繰上償還ができるということになると、あなた方は財政が厳しい厳しいとおっしゃるけれども、結果的には財政そんなに厳しくないんじゃないですかということになるんじゃないかなと思うんです。

家庭でも考えてみたら、家のローンを組んで繰上償還したら利子が助かりますけども、どの家もなかなか繰上償還はできないわけですね、家計のレベルで考えてみますと。ですから、私は前から申し上げているように、こんな余裕があるのであれば高い国保税やとか、上下水道料金ももっと引き下げることもしるだろうし、も

っと市民のために私は使うべきではないかなと思いますけども、まず、その繰上償還に係る市の財政効果、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、先ほども言いましたけれども、71号の関係でいいますと、基金繰り入れがされております。これは全体から言ったら本当にごく少ない額でありますけれども、これで基金の繰入残高はどうなるのか。恐らく国保は県が統括してやってしまうというふうな制度に移行する準備かなというふうな気もするわけがありますけれども、これによる国保税の税率引き下げというふうなことには繋がらないかどうか。その点お聞かせ願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、繰上償還金の借入先、あるいは利率やその効果についてお答え申し上げます。

このたび補正予算で計上しました繰上償還につきましては、議員おっしゃるとおり市内の金融機関からのものを考えております。概ね1.7%前後で借り入れしている部分が多うございまして、今後銀行との協議になると考えています。

予定どおり繰上償還ができますと、利息分で約4,900万円の効果があると考えております。この部分につきましては、やはり将来の収支の見通しで平成32年度以降の部分について、やはり返していきたいという部分でございます。繰上償還に当たっては、やはりそれ以降の公債費を中心に実施して将来負担の軽減を図っていきたい、そういう考えで実施しております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは駐輪場の関係、そして婚活の関係についてお答えをしたいというふうに思います。

今回、企画費の中で駐輪場の整備を計上させていただいておりますけども、御存じのとおり公共交通の再編に伴いまして、新たな運行体系の中で山崎待合所内に駐機するバスが増車になります。そのことに対応するために現在山崎待合所内にある駐輪場を移転設置するというところでございます。

現在、山崎待合所内に併設しております駐輪場につきましては、伊和高校なり、あるいは千種高校への生徒さん、あるいは市外の高校に通う学生の利用、さらには市内北部から山崎高校へ通学する学生の利用が中心に約150台の自転車が駐輪されております。今回、そのバスの駐機という理由によりまして、移転をしていくと必要があるということで、待合所に隣接する菅山振興会さんの土地を購入して設置を

していきたいということで、今現在準備を進めておるところでございます。

続いて、婚活の部分でございますが、今回で2回行いました婚活につきましては、女性については当然年齢の制限をしておりませんし、男性については消防団員というふうに限らせていただいております。これは、団本部の会議等々で非常に宍粟市内も独身の消防団員が多い、特に分団長さん等々のお役職におられる方についても特に高い年齢の人でも独身者が多いということで、地域を守る、家庭を守ると、そういった意識を高揚させていくためには結婚に対する意識も高めてもらいたいと、そういったきっかけづくりを提案をいただきまして、特に今回の地域創生の趣旨にも十分合致するという判断のもとに実施をしておりますので、今年実施をしております部分については年齢制限を行わずに、特に年齢の高い方についても積極的に参加をしていただきたい、そういう趣旨で実施をしているところでございます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 長尾市民生活部次長。

市民生活部次長（長尾一司君） 私のほうからは、国民健康保険事業特別会計の質問にお答えさせていただきます。

今回の繰り入れによりまして、基金の残高は幾らかと、またこれは国保税の引き下げに繋がるものかというような御質問だと思います。

基金を繰り入れをしますことによりまして、今後の残額であります8万2,215円というふうな状況になってまいります。

また、今回の基金の繰り入れにつきましては、国庫負担金の返還金、これが確定したことよりも予算組み替えの財源として繰り入れております。したがって、国保税率を下げるための措置ではないと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今回の補正予算はほとんどが繰り越し事業を改めて予算計上されたもので、約10億というふうな規模にはなっとるかなと思うんですけども、例えば駐輪場整備、僕は今の市政というのはどちらを向いて政治をされておるかなと思うんですね。何でこんな企業には手厚く対して、また菅山振興会に対しては手厚く対応されるのか、私にはわかりません。本来、駐輪場というのは、バスを利用してもらうためのものでしょう。それを神姫バスが整備するのが当たり前じゃないんですか。それを何で市がかわって対応しなければならないんですか。まして、今度の公共交通はウエスト神姫が事業主体になるわけでしょう。何でそん

なところに大方1,000万円ですか、そんなお金を投入する必要があるんですか。まず、そのことがお聞きしたい。

それと、もし菅山振興会、前々からずっと言っておりますけれども、もともとは旧山崎町時代の公有地ですよ、あれは。だから前から言っておりますけれども、菅山振興会に中学校の運動場の借上料、これがずっと払われていることへの市長への対応、こういうことをずっと求めてきました。でも、歴代の市長は誰も面と向かってそんなことをおっしゃらない。何で弱いんですか。今度でもお金がないのであれば、700万円も払う余裕があるのであれば、そんなことしないで、今度新たに多額の資金を投入して購入されたみどり公社の跡地、それと等価交換を条件に用地の提供を求めるとか、そんな方法もあるじゃないですか。今、みどり公社の跡地の使用方法は決まっているんですか。計画ないじゃないですか。ちゃんと菅山振興会に対して、神姫バスに対して市のお金を使わなくてもいい方法を検討しなさいよ、ええかげんに。おかしいでしょう。市民に対しては国保税は高い、水道料金・下水道料金は高い、そんなふうな中で企業やそういう団体にだけは優遇措置をとる、そんなんおかしいでしょう。私はこの予算は削除すべきやと思いますが、いかがですか。

それと婚活イベント、これについても女性は年齢制限しません。おかしいでしょう、それも。男性差別じゃないですか。男性も女性も同じように結婚する権利があって、出会いを求めているわけですよ。でもたまたま出会う機会がなかったから結婚できなかったというのが現実です。そういう意味では、本当に40代、50代であっても40代、50代用の婚活パーティー、婚活イベントを実施する、これが本来の市の姿勢でしょう。そういうことにこそ取り組むべきじゃないですか。いかがですか、市長。

それと、もう一つは、繰上償還もそうですよ。こんだけ4億も繰上償還して5,000万円もまた節減効果があるのであれば、何で国保税の引き下げに使ってこないんですか。平成32年度以降のためにと、平成32年度以降、市民の生活はどうなっていますか。今の暮らしが大変であるのに、もっと市民のためにお金を使いなさいよ。市だけが残って市民が不在になったら、市は何のためにあるのか、わからなくなりますよ。もっとお金の使い方を考えるべきじゃないですか、市長。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私は将来に向かって市民のためにとということで、財源的には有効に活用しておるつもりであります。それぞれ考え方の違いもあるんじゃないかなと思うんですが、まず1点目の菅山振興会さんにもいろいろ、決して何も話して

おらないという状況ではなしに、逐一いろいろ話しながら協力していただくこと、あるいはそれぞれの立場を尊重しながらと、あるいは歴史的な経過も踏まえながら、いろいろ議論をしておるところであります。

なおまた、今回の公共交通については、市民の皆さんのかつての長い間の願いであって、まず第一歩、11月2日からああいう形でスタートさせていただきます。それぞれ事業者の皆さん、あるいは地域の皆さん、あるいは市が一体になりながら、市民の利便性や足を確保する、こういう観点で今回整備を図りながら、いろんな形で市民の利便性を高めていきたいと、このように考えております。

それから、国保税等々についてはかねて申し上げておるとおりでありまして、原則的なことはかねてから申し上げておるとおりであります。今後に当たってもできるだけ市民の公平や公正や、あるいは公共料金のあり方についても鋭意努力をしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 婚活の件について御答弁をしたいと思います。

女性については一般公募をしておりますので、当然年齢制限というのは行っていないということ。さらには今回補正で計上させていただきましたのは、消防団員の婚活イベントということでさせていただいておりますので、消防団員でありますと、どなたでも申し込んでいただけるという仕組みで今回計上させていただいております。

議長（秋田裕三君） 岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。市長が菅山振興会に対して何も言ってないわけではないとおっしゃられるのであれば、菅山振興会と何回、どのような交渉をされたのか。市長と菅山振興会との交渉ですから、恐らく市長と菅山振興会の会長が1対1で内密に話すということではなしに、誰か職員も同席をして、その会議録というふうなものは残っておるかなと私は思うんですけども、そういうふうにおっしゃられるのであれば、そういうものを一回出してください。どういうふうな条件提示をして、そしてその結果、菅山振興会と700万円で購入するという事になったのか。

それと、もう一つは、先ほども言いましたように、本来は神姫バスが取り組むべき事業でしょう。しかも、あそこの待合所自体は狭いかもしれませんが、車でいえば2、3分のところに広い山崎営業所を持っているじゃないですか。そこか

ら時間調整をして、あそこで待機する時間を短くすれば、そんなわざわざ新しい土地を買って新しい駐輪場が必要というふうなことにはならないわけでしょう。何であなた方はそうやって業者やとか団体の要望はすんなり聞いてんですか。私はわかりません。市長、いかがですか。なぜですか。理由を述べてください。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今回の運行計画に基づきまして、最大で山崎待合所には大体5台から6台駐機する必要があるというふうに計画をしております。効果的な運行を行っていく上でそういう対応が必要だというふうに判断をしております。

さらには、駐輪場につきましては、市民サービスの上から、特に高校生が中心に利用していただいておりますけども、そのサービスを向上するためにも当然必要だろうというふうに判断をし、今回計上させていただいております。

議長（秋田裕三君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 菅山振興会さんとの協議関係の経過について少し説明をさせていただきます。

この件につきましては、市町村合併の際にもそういう論議がございました。ただ、山崎町の合併時に菅山振興会というれっきとした法人格を取得されておまして、合併の前はどうであれ、現在はれっきとした法人でございます。その中で、市長も公式というんじゃないんですけども、やっぱり市の貸付金、公共施設の用地の貸し付けというのは好ましくないということで、何とかいろいろと検討いただけないだろうかということで、もう2年も3年もずっと前から協議をいたしておりますが、正式な協議でございませんので、やっぱり意向を確認するだけでございます。議事録とかきちとしたものはございません。内容についてはそういうことでございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。先ほども言いましたように、待合所にしか神姫バスが用地を持っていないのであれば、車が5、6台とめようと思えば、今のあの大きなバスが運行されるのであれば、それは狭いかもしれません。でも、目と鼻の先に山崎の営業所があって、そのダイヤをうまく調整していけば、今ある中で運用というのは十分できると思うんですね。それを何で神姫バスが今度は5、6台とめなあかんから駐輪場を撤去してくれと言われたら、はい、はい、それでは隣の菅山振興会の用地を買ってつくります、なぜそんなに弱いんですか。あなた方は民

営化、民営化って、大事な教育を民営化するというふうなことをおっしゃってあって、一番肝心の民に対しての交渉はめちゃくちゃ下手じゃないですか。大事な保育や教育は民営化する、しかし企業や団体に対してはどんどん税金を使ってあげる、これが今の市政じゃないですか、市長。撤回しなさいよ、この予算。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど来、それぞれ答えておりますように、今回の公共交通はネットワーク全体として常に利用者の視点、市民の視点、こういうことも非常に大事な部分があります。利用しやすく利便性の高い、さらにサービスの向上、こういう観点から今回この駐輪場の整備というのは非常に重要であると、このように認識をしております、今回そういった観点で補正予算として計上しておりますので、是非御理解をいただきたいと、このように思います。

議長（秋田裕三君） 通告に基づきまして、続いて、1番、鈴木浩之議員の質疑を受けます。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私も第70号議案、一般会計補正予算（第2号）についての質疑を通告しているんですけども、前段の2名の議員の方の質疑とかぶる部分もありますので、そこははしょってさせていただきたいと思います。

通告の中には6点挙げさせていただいたんですけども、まず1点目、今回繰上償還を4億ちょっとするというところで、これで今年度、平成27年度の償還が起債を上回る状況になるかと思うんですけども、それが正しいかどうか。ちょっと計算したんですけど、恐らく2億ぐらいは返済のほうが上回ってくるのではないかと思います。ですので、一般会計の起債残高は結局、現時点で平成27年度末でどれくらいを予測しているかということをやちょっと情報公開も含めて御説明いただきたいと思います。

次に、土木費の財源変更について、これは大畑議員の質疑の中でも大分ありましたけれども、私、かねてから優先順位づけの中に補助率が高い低いということで、それは新設だと言われればそうなのかもしれませんが、補助率が高いところが得点が高く、それが優先順位に反映されていくわけですけども、今回具体的に、ごめんなさい、これ新設ではないということであれば、ちょっと質疑が外れてくるんですけども、当初は国県支出金で賄う予定だったところが、なぜ一般財源とかに振り分けなきゃいけなかったのか、その理由をお知らせください。

次に、企画費については、先ほどいろいろ駐輪場のこと、用地のこと、整備のこ

とがありましたけども、その内訳の中で定期券等購入費568万円、あとは用地購入費700万円なんですけど、ここはどれくらいの広さの土地を買う予定なのか、広さを教えてください。

4点目は、老人福祉センター、これも先ほどの質疑の中でありましたけども、つちのこホールが老人福祉センター条例の中では指定されているんですけども、この条例の3条とか管理規則の2条あたりに、ここのホールのあり方というか、業務です、相談業務であるとか、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等々ということで目的なり業務が指定されているんですけども、その評価はどうなっているのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

5点目、林業振興費については、宍粟防災景観推進事業の補助金が2,195万4,000円増額されているんですけども、これ対象になるところが増えたからという対応であれば非常に好ましい補正かとは思うんですけども、実際これ当初予算ではそこまで見込めなかったのかということをお伺いします。

6点目は学校給食の運営費について、これも先ほどの上程理由の説明でしたかね、出てきたかと思うんですけども、まず、給料から共済費までが1,280万3,000円の増額、あと需用費とか工事請負費が1,099万8,000円の増額ということで、まず給与から共済費まで、2節から4節までの1,200万円というのはどのような人事を反映されてそうだったのか。あとは工事費の関係は先ほどLED化であるとかということで、この前、異物混入への対応ということで伺ったんですけども、本当に老朽化、あとは手元が暗いということが異物混入の原因であったのかどうか、そのあたりまだしっかりと解明というか、原因究明がされてない状況での施設改修というのは、ちょっと予算としてどうなのかなというのがありますので、そのあたりの御説明をお願いします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 12時を超えておりますが、このまましばらく会議を続けます。

中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、市債の残高の件につきまして御答弁させていただきます。

この9月補正によりまして繰上償還を実施できますと、補正後の後年度の残高の見込みとしまして平成27年度末は概ね322億8,000万円程度になると考えております。当初予算時の見込み額が今年度も償還額を起債のほうが上回るというようなことでしたので、その部分から見ますと約5億円余り減少しているのかなと考えておりま

す。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、定期券の購入、さらには買収面積の件につきまして御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、定期券につきましては、路線バスでございますので、通常なら山崎待合所での販売ということになりますが、市内北部の利用者にとっては非常に不便を来すということがございまして、市の市民局等で販売することが可能にするように市で購入をし、市民の皆さんに販売していこうというところでの計上でございます、歳入も同額の計上をさせていただいているところでございます。

それから、駐輪場の買収面積の予定でございますが、隣接地約300平方メートルを購入したいというふうに考えております。

議長（秋田裕三君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私のほうからは、老人福祉センター、つちのこホールの利用に関する評価という御質問ですので、お答えをさせていただきたいと思えます。

いわゆる老人福祉センターでございますので、高齢者の方々の各種会合等々いろいろなことで御利用いただいております。具体的な数値については、また所管の委員会のほうにも御報告させていただきたいと思えます。利用については十分利用いただいているという認識をしております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、学校給食運営費2,380万1,000円の増の内訳とその理由ということで説明させていただきます。

2,380万1,000円のうち給料、職員手当、共済費の計が議員御指摘のように1,280万3,000円であります。これは、人事異動によりまして山崎学校給食センターで事務補助員を今回正職員にしたということから行う増であります。

また、需用費のうち消耗品費583万1,000円の増は、山崎学校給食センターの調理用具、また給食用トレイの更新を行うものであります。これは、老朽化した用具による異物の混入、付着を防ぐために更新を行うものであります。

続いて、修繕料356万7,000円は山崎学校給食センターでの作業場の照度アップ、洗米機の修繕費用と一宮給食センターの洗浄器のモーター交換費用であります。こ

れも異物混入を防ぐための対策として行いたいと計上しております。その中で照度アップが異物混入防止の対策となるのかということではありますが、一番根本なのは作業の手順、また安全意識の持ち方であると考えております。しかしながら、実際、山崎学校給食センター、照度不足のところがあります。照度等の作業条件をアップすることが作業の確実性を保証ということから上げております。

また、工事費160万円は、これも山崎学校給食センター内の便所改修であります。当初は調理場内の箇所としておりましたが、来客用、また職員通常用も洋式化することが衛生管理上も効果が上がるということから、同時に施工したいと考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、林業振興費の中の宍粟防災計画の推進事業補助金2,195万4,000円についての御質問に対して答弁させていただきたいと思っております。

この事業につきましては、当初、予算要求時には7自治会の分ということで予算措置をさせていただいておりました。その後、やはり非常に防災意識、安全等の観点からたくさんの自治会から要望を受けまして、現在の要望件数が16自治会のほうから出ております。この分に対して全てを本年度中に何とか行いたいということで、2,195万4,000円を補正させていただくものでございます。

議長（秋田裕三君） 鎌田建設部長。

建設部長（鎌田知昭君） 失礼します。私のほうからは、土木費の財源内訳がどうして変更になるのかということですが、先ほどもちょっと申しましたが、道路維持の中でも補助対象になる事業とそうでない事業がございますので、補助対象事業の補助金が減った分を国庫で減額させていただいて、財源の内訳を変えると。それから、新たに必要な部分は補助対象外での必要な事業を要求させていただいたことによります増額という形を要求させていただいておるということで財源の変更がございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 2回目の質問ですけれども、先ほどの起債残高の件は322億8,000万円ということで大分減るんだらうなということがあるんですけども、これはやはり平成27年度の当初予算のときに起債が償還を上回るということで大分議論

があった部分で、もしこういったことがあの時点で予測ができる、できないというのはちょっと公会計上どうなのかわかりませんが、そういった予測なり、そういったことがあるのであれば、安心してその増額というか、安心してというか、まだ財政規律が乱れているということではなくて、予測として大丈夫だということがあれば担保できたんですけど、それはもう当初予算の段階ではなかなかわからないことなのか、ちょっとそのあたりをまずその点については聞かせてください。

あとは、学校給食運営費の照度アップであるとか、そういったところなんですけども、例えば詳しくはわからないんですけど、手元の照度、例えば何ルクスであるとか、そういったような衛生基準になるのかどうかかわからないんですけど、そういった基準というものはあるんでしょうか。もし、あるのであれば、それに合致していたのかどうかということも問題ですし、ないのであれば、どれくらいが照度アップが安全に貢献するのかというのはちょっとわかりづらいんですけども、そのあたりちょっと基準なりということをお聞かせ願えればなと思います。

時間も時間なんで、以上2回目をお願いします。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうから繰上償還の関係の部分につきまして、やはり当初予算で繰越金を当てにするというのは、ちょっと難しいところがございます。その部分でやはり権限な財政運営を行うためにできる限り効率的な部分、有利な部分で運用をしていきたいということで、今回、繰上償還を補正させていただいたということで御理解願いたいと思います。

議長（秋田裕三君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 照度の件であります。調理室については厚生労働省の目安というものがあまして、約500ルクスが労働衛生上必要だろうということで書かれております。その中で山崎学校給食センターを調べましたところ、窓際はクリアしておるところがありますが、中のほうに行きますと300前後というような箇所もあります。ですから、そういうところは今回の照度アップでカバーできるのではないかと考えております。

議長（秋田裕三君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案から第80号議案までの11議案は予算決算常任委員会に付託をいたします。

ただいまから休憩に入ります。

午後1時15分まで休憩に入ります。

午後 0時15分休憩

午後 1時15分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第81号議案～第92号議案

議長（秋田裕三君） 日程第12、第81号議案、平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第92号議案、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第81号議案から第91号議案までの平成26年度宍粟市歳入歳出決算の認定11議案並びに第92号議案、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度予算につきましては、「いきいきとした地域の創造」を目指し、国の地方創生事業に先行し「地域創造枠事業」を創設する中で、「ふるさと宍粟愛醸成」「地産地消」「健康づくり」に重点を置き、さらに、日本酒発祥の地やNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の放映にあわせた施策展開を図ってまいりました。

我が国の経済情勢においては、消費税率引き上げが実施される中で、これに伴う反動減対策として、国における「好循環実現のための経済対策」が打ち出されたものの、物価上昇などにより個人消費の伸びが小さく、消費税率10%への引き上げも平成27年10月から平成29年4月に見送られたところであります。

このため、地方経済の好循環を確かなものとすべく、「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、人口減少対策を中心とした地方への人の流れをつくる「地方版創生戦略」の策定や「地域住民生活等緊急支援交付金」、いわゆる「地方創生交付金」の創設がなされたところであります。

宍粟市における重要な自主財源である税については、ほぼ横ばい傾向であり、普通交付税の大幅な増加は見込めない状況の中で、平成26年度3月補正において、国の地方創生交付金にあわせた地域創生事業を積極的に予算計上し、全額、平成27年度に繰り越しし実施しているところです。

また、市の財政健全化のため、将来の公債費負担の軽減を図るべく約10億8,000

万円の起債について任意の繰上償還を実施しました。

結果、一般会計におきましては、歳入決算額250億1,006万6,815円に対しまして、歳出決算額238億4,535万160円で、歳入歳出差引額は、11億6,471万6,655円となり、翌年度へ繰り越すべき財源3億3,564万3,000円を除いた実質収支で8億2,907万3,655円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしましては、まず市税では、依然として低迷している状況にある法人市民税法人税割の減はあるものの、たばこ税が増加し、市税総額では0.1%の増となりました。

地方交付税については、公債費分の増、上水道高料金対策及び下水道高資本対策に係る繰出基準該当による増により、普通交付税は対前年度比で1億1,701万9,000円増の91億3,350万8,000円となりました。

また、特別交付税については、東日本大震災復興事業に係る経費が減となり対前年度比で3,893万6,000円減の9億4,384万4,000円となりました。

また、国・県支出金においては、国の経済対策による地域の元気臨時交付金の減や、小中学校改築等事業費の減に伴う補助金減が要因し、前年度比で約6億5,921万8,000円減少しました。

市債については、さつき園整備完了及び庁舎太陽光発電整備完了による減があるものの、県有地跡地整備、幼保一元化推進事業に係る合併特例債の増、また、西はりま消防組合無線デジタル化に伴う緊急防災・減災事業債の増が起因し、前年度比で発行額は3億4,976万円増加し、28億4,237万5,000円となっております。

続いて、歳出決算の状況としましては、翌年度への繰越明許費の額を除いた実質の予算額248億6,469万4,000円に対し、支出済額は238億4,535万160円で執行割合は95.9%となり、前年度比で約800万円余りの微減となっております。

これについては、総務費で財政調整基金積立金が減少したものの、県有地跡地購入費が増加したこと、消防費での西はりま消防組合無線デジタル化負担金の増加、教育費での小中学校改築等事業費の減、公債費での任意の繰上償還の大幅な増加により、結果的に前年度と同程度の歳出規模となったものであります。

主な施策としましては、まず総務費では、平成26年1月から放映されたNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」にあわせたソフト事業を実施し、市民の意識醸成、来訪者の増加に繋げることができました。

また、高速バス利用者利便性向上及び多目的広場として県有地跡地を購入し平成27年度に整備する運びとなりました。「世界に誇れる環境首都」に向け、小水力発

電施設整備、電気自動車用急速充電器の市内3カ所への設置など「地球温暖化対策及び再生可能エネルギー普及」に向けて推進しました。

さらに、財源確保や特産品振興を目的としたふるさと納税の推進により約1億3,400万円の御寄附をいただきました。まちづくりの基本となる第2次総合計画策定については、市民の方々とのタウンミーティングを開催するとともに、総合計画審議会の中で基本構想及び基本計画について議論し、平成27年度12月議会へ上程をすることとしております。

民生費では、子育てや障害福祉サービスの充実のため、子ども・子育て支援事業計画や、第4期障害福祉計画を策定しました。

また、高齢者の健康づくりのため「いきいき百歳体操」の普及を目的としたシルバーパワーアップ事業を創設し、583人の方々が参加し、集いの場としての機能や地域づくりとしても効果が出ているところであります。

衛生費では、就学前に発達障害の早期発見及び早期支援を図るため、保育・福祉・教育を連携し、5歳児発達相談に取り組みました。

農林水産業費では、宍粟産物販売促進を目的とした宍粟産物応援キャンペーンの実施に向けた調整に取り組んだほか、誰もが気軽に農業を始めるきっかけとなる「畑の教科書」を作成しました。

また、空き家を活用した就農・定住前研修事業に取り組んだ結果、市外から1名を迎えることができました。

さらに、林業事業体が採用する新規雇用者の給与費の一部を助成する担い手育成対策事業に取り組むとともに、宍粟材の販路拡大のための補助制度としての宍粟材普及促進事業や森林管理100パーセント作戦推進事業の大幅拡大に積極的に取り組みました。

商工費では、県内初の森林セラピー基地として、認定実験の上、3月に宍粟市が認定され、森林を活かしたツーリズムとして平成28年度春季にオープンする運びとなりました。

また、ブルーベリーの販路拡大のための搾汁機の導入や市内農産物を活用したレシピ開発に取り組みました。

さらに、姫路市中心部へのPR館として駅前みゆき通りに「きてーな宍粟」をオープンし、宍粟市への来訪者増加や特産品振興に向けた宍粟市のPRに取り組みました。

土木費では、合併特例債等を活用して市道整備を計画的に推進したほか、国県に

対する所管の道路整備の早期実施を継続的に要望するとともに、通学路の安全点検プログラムによる交通安全施設整備に積極的に取り組みました。

また、親水空間づくりとして揖保川河川敷遊歩道を市民の方々とともに整備する「みんなで創る夢の小径事業」に取り組み、遊歩道に張りつける思い出陶板の作成を開始しました。

さらに、市内外の方の活用頻度が高く老朽化の著しい本多公園トイレの改築を実施しました。

消防費では、西はりま消防組合への消防救急デジタル無線整備負担金を支払ったほか、災害対策として、土砂災害警戒区域の周知や、地域防災計画及びハザードマップの改訂に取り組みました。

教育費においては、新たに「生き生きプロジェクト事業」を創設し、特色ある学校づくりを支援し、将来の穴栗を担う子どもたちが自ら学び、自ら考え、人間としての総合力を育成する教育を推進するとともに、子どもたちの体力運動能力向上を図るため「しーたんチャレンジ事業」に取り組んだ結果、前年度よりも多くの種目での向上が確認できました。

学校規模適正化につきましては、新たに平成27年4月に開校した波賀小学校の改修工事を行ったほか、一宮北中学校区域における小学校については、地域との協議の上、新しく一宮北小学校として一宮北中学校に併設する小中連携モデル校として、平成28年4月に開校する運びとなりました。

また、学校施設においては、安全・安心な学校づくりのための小中学校体育館防災強化事業が完了したほか、千種中学校校舎耐震補強に取り組みました。

さらに、社会教育では、社会教育施設、社会体育施設の改修など活動環境の整備に引き続き取り組むとともに、千種町域における認定こども園や千種B & Gプール整備とあわせ教育エリアとしての一体的整備を図るべく「ちくさ図書館」整備に取り組みました。

また、給食施策として、学校給食の地産地消として、子どもたちへのさらなる市内農産物を提供のため、一宮波賀給食センターに「農産物保冷库」を整備しました。

続きまして、特別会計の決算の概要を御説明いたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計におきましては、安定した医療給付を行うための保険制度として被保険者からの国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費、出産一時金及び葬祭費などの給付を行った結果、歳入決算額46億8,274万8,004円に

対して、歳出決算額46億2,764万5,274円となり歳入歳出差引額、実質収支額ともに、5,510万2,730円となっております。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行っています。

平成26年度は千種診療所においては、平成23年度から開始した眼科医療を引き続き実施するとともに、両診療所において医療機器の整備を行い、その結果、歳入決算額2億9,933万4,244円に対して、歳出決算額2億9,867万2,807円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに66万1,437円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、鷹巣地区市民を対象に4週間に一度の診療を県からのへき地診療所運営補助金の交付を受けて行っているものであります。特に高齢者に配慮した身近な医療機関としての使命を果たしており、結果として歳入決算額902万613円に対して、歳出決算額901万2,366円となり歳入歳出差引額、実質収支額ともに8,247円となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額4億9,574万5,471円に対して、歳出決算額4億8,535万5,748円となっており、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,038万9,723円となっております。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービス、また、要介護にならないための介護予防事業を実施し、さらに、地域包括ケアの構築に向けて誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、第6期介護保険事業計画を策定しました。その結果、歳入決算額43億2,573万3,137円に対して、歳出決算額42億7,972万228円となり翌年度へ繰り越すべき財源1,583万2,000円を除いた実質収支で3,018万909円となっております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、下水道公共水域の水質保全を目的として、施設の適正な維持管理に努めるとともに、下水道料金の統一と引き下げを基本に改定し、増額となる世帯には激変緩和助成措置を創設し段階的な新料金体系への移行に取り組んだ結果、歳入決算額17億5,794万833円に対して、歳出決算額17億5,688万849円で、翌年度へ繰り越すべき財源30万円を除いた実質収支で、75万9,984円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水施設につきましても、施設の適正な維持管理と、下水道と同様、新料金体系への移行に取り組んだ結果、歳入決算額7億1,754万241円に対して、歳出決算額7億1,613万4,998円で、翌年度へ繰

り越すべき財源80万円を除いた実質収支で60万5,243円となっております。

次に、水道事業特別会計決算についてですが、普及率については98.8%と高い率を示しており、独立採算を基本とした経営のもと、複水源による安定供給のための水源地確保、老朽施設の更新及び適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場を初め各水道施設の適正維持管理に努めるとともに、水道料金の統一と引き下げを基本に改定し、増額となる世帯には激変緩和助成措置を創設し段階的な新料金体系への移行に取り組んだ結果、収益的収支におきまして、当年度の純損失が1億9,383万9,248円となりました。

また、資本的収支につきましては、安定的な供給のための水源地確保事業に取り組むとともに、老朽機器更新整備計画に基づき上寺浄水場第2期改良、簡易水道統合整備計画に基づき遠方監視システム整備及び老朽機器更新工事を実施し、支出決算額は、企業債償還金を含めて5億1,645万459円となっており、収支としては5億2,028万7,423円の不足となっております。この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填しております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と、企業としての安定経営の確立を目指した取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてですが、医師不足をはじめ地域医療を取り巻く課題が山積する中ではありますが、限られた人員をもって救急医療をはじめとする地域医療の確保に取り組んでいます。

事業の概要につきましては、まず、病院の利用状況は、入院患者数4万9,666人、外来患者数9万7,008人を受け入れており、ともに前年度を上回る患者数となりました。

収益的収支につきましては、医業収益で患者数の増加による増、医業外収益の増により5.6%の増となりました。医業費用においても患者や材料費の増、消費税増税により6.8%の増となり、結果として、当該年度純損失は4億8,439万2,317円となり、昨年度から欠損額が増加しました。

また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出いたしましたでしたが、1億7,320万4,495円の不足額を生じており、これら不足額は損益勘定留保資金で補填いたしております。

また、10月から5階病棟55床を地域包括ケア病棟へ移行し、急性期治療を経過し

た患者の在宅復帰支援に取り組みました。

さらに、基幹型臨床研修病院の指定により3名の研修医を受け入れ、平成27年度の2名の研修医受け入れへと繋げたほか、医師、看護師等の勤務環境づくりとして院内託児所の運用を開始しました。

あわせて整形外科医師2名を招聘し、週3回の外来と水曜日の手術を開始したほか、医師、看護師に対する奨学金事業についても累計で医師4名、看護師20名への貸し付けを行っており、さらに平成27年度では医師1名、看護師9名を受け付けているところであり、今後においても、あらゆる機会を通じて医師及び看護師確保を図りたいと考えております。

次に、農業共済事業特別会計についてであります。引き続き共済利用者基礎組織への定着を一層深め、農共事業の浸透のため基盤強化に取り組み、共済引受の維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の4つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益7,302万1,846円、総費用7,207万9,047円で、当年度の純利益は94万2,799円となっております。

最後に第92号議案であります。平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合は、平成27年3月31日をもって組合を解散しましたので、その時点での打ち切り決算となっております。

この決算の内容については、地方自治法施行令第5条第3項の規定により、構成団体の長において議会の認定に付する必要がありますので、今回提案するものであります。

決算の内容は、歳入決算額3,265万455円に対し、歳出決算額2,566万8,755円で、歳入歳出差引額は698万1,700円となっております。この剰余金については、佐用町との協議の結果、全額宍粟市が引き継いでおります。

以上、一般会計及び特別会計合わせて11会計並びに兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合会計の決算の概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

なお、この決算の結果、平成26年度末の一般会計の財政調整基金残高は30億779万2,063円で、平成25年度末と比較して485万2,589円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計を合わせますと655億1,174万7,000円で、前年度末と比較して29億904万7,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただきまして、決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 説明は終わりました。

次に、質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運営につきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月8日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時45分 散会）